

# 北海道障がい者就労支援センター 工賃向上計画推進のための経営相談会 開催要綱

## 1. 趣 旨

障がい者就労支援事業所等においては、「工賃向上計画」を策定し、定期的に計画の内容を点検、評価することが求められています。本センターでは、こうした各事業所における工賃向上計画の取組みを支援するため、現在抱えている経営管理等の諸課題を解決していくことを目的として、中小企業診断士による経営相談会を次のとおり開催いたします。

2. 主 催 北海道社会福祉協議会 北海道障がい者就労支援センター

3. と き 1回目：平成29年2月23日（木曜日）13：00～16：00

2回目：平成29年3月10日（金曜日）13：00～16：00

※複数の事業所にお越しいただきますので、詳細な時間は事業所決定後連絡いたします。

4. と ころ かでる2. 7 3階 北海道社会福祉協議会 事務局会議室  
(札幌市中央区北2条西7丁目 TEL：011-241-3982)

5. 対 象 就労継続支援A型・B型事業所、地域活動支援センター、生活介護事業所、福祉ショップ等の事業管理者及び職員

6. 内 容 平成19年度以降「工賃向上計画」の推進に取り組んできた中小企業診断士が各事業所における個別相談に対応いたします（1事業所概ね30～40分程度）

### 【相談例】

- ①工賃向上計画達成のため、経営、運営管理方法を相談したい。
- ②工賃向上計画策定と運用方法を相談したい。
- ③工賃向上計画推進のため、売上増を図る方法を相談したい。
- ④販路開拓のための営業力、商品開発の技術力を高める方法を相談したい。
- ⑤その他

## 7. 参加申込みについて【ご注意ください！】

- 1) 別紙申込用紙に必要事項をご記入の上、平成29年2月13日（月）までにFAX又は電子メールにてお申し込みください。
  - 2) 参加・相談される方は、下記資料を事前送付願います（メール送信）  
①工賃向上計画書      ②上記計画にかかる活動実績がわかる資料  
③その他相談内容により必要となる資料
  - 3) 計画未策定の場合は、計画書（案）または計画策定にかかる参考資料を添付願います。
  - 4) 昨年度までに本事業により相談された事業所も申込み可能です。
  - 5) 申込み相談件数が多い場合、相談実績のない事業所、申込みの先着順とさせていただきます。お断りさせていただく場合がございますので、ご了承ください。
- ※当センターホームページに「工賃向上計画 策定・実現ノウハウ集」を掲載しております。必要に応じ参考になさってください。

<お申し込み・お問い合わせ先>

北海道社会福祉協議会 施設経営支援部

北海道障がい者就労支援センター〔担当：宮川〕

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2. 7 3階

TEL011-241-3982 Fax011-280-3162

Email: [r.miyagawa@dosyakyu.or.jp](mailto:r.miyagawa@dosyakyu.or.jp)

